

## 第六期長期計画・調整計画策定委員会 傍聴者アンケート

第16回実施分（令和5年7月28日開催） 自由記載欄

【傍聴者 会場6名・オンライン13名】

○ 今回の策定委員会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。（傍聴者3名記載）

- ・ 地域包括ケアシステム（地域医療体制）の整備は最も重要な課題の一つであり、その為のオンライン診療や情報伝達のデジタル化等の医療 ICT インフラ整備はP28 記載の通り欠かせません。マイナンバーカードと健康保険証の一体化はその土台となるものであり、P13 24-28 行目の記載には地域行政に求められる役割として以下の点を追記し明確にすべきと思います。

①市として、マイナンバーカード普及率向上及びマイナンバーカードと健康保険証一体化の普及に努める。

②市として、有効期間終了前に更新が行われるよう住民への啓発活動に努める。

③市として、不慣れな住民によるミスやトラブルが生じることを前提に住民サポート窓口の充実を図り住民サービス向上に努める。

以上の点は、住民福祉増進の為に最少の経費で最大の効果をあげる（国ではなく）地域行政の役割です。P13 24-28 行目記載のような不安を煽るだけでなく、地域行政の役割を自覚した記載をお願いしたいと思います。

- ・ 市営プール、学校給食無償化、福祉専門職

- ・ 本日初めて、「子ども・教員」分野担当の委員から、2023年4月に「子ども基本法」が施行された事実を踏まえ、新たな状況に対応した記述を求める提言がありました。

これまでの委員会で、この点について何ら言及がなかったこと自体、不可思議に思っていたのですが、この秋に政府が大綱を公表することが明示されている事実に照らしてみれば、専門分野の研究者の立場から、価値中立的に、武蔵野市独自の「子どもの権利条例」と「子ども基本法」との法体系および政策体系上の整合性に懸念を抱き、早急に検討するよう促すのは当然のことであると考えます。委員としての責務を果たして下さったことに、安堵致しました。

というのも、この点については、武蔵野市「子どもの権利条例」検討委員会の審議において、どう考えても不合理な対応がなされた事実があるからです。

同検討委員会の議事録をみると、2022年7月7日の第8回検討委員会において、事務局（子ども子育て支援課）から、「こども基本法」全文が資料配布され、基本法第5条および第11条に明記された地方公共団体の責務および義務の紹介がなされたのち、「後ほど、資料4に基づき、委員長からも法律の意義等について、少しお話をいただければと思います」との発言があったことが確認できます。

ところが、委員長は、こども基本法の意義について述べることなど全くせず、自らが発行してい

る NEWSLETTER の内容紹介に時間を費やし、果ては、青少協の委員から、議論が拙速ではないかとの疑問が提示されたところ、「少なくとも、今パブコメにどういうものを盛り込むかというところでのご意見をいただいておりますので、別なレベルでのお話は、またの機会にさせていただきます」などと述べ、恣意的に議論を打ち切っていたことが、分かります。

さらに、検討委員会の最終審議となった第9回検討委員会（8月30日）の議事録を見ても、「こども基本法」の成立および「こども家庭庁」の設置という国の基本政策の新たな動向を見据えた議論は、何らなされていないことが分かります。

要するに、武蔵野市の「子ども権利条約」案の策定作業は、事務局側の真摯な提言にもかかわらず、委員長の独断により、法的／政策的整合性の検討を放棄し、施行後の行政現場における無駄・非効率・混乱を助長しかねない懸念を、現に今、残したままになっているのです。

昨夜、委員の一部から「理念法に過ぎない」ので・・・というようなコメントが聞こえてきましたが、問題意識の欠如を露呈する発言で、ただただ、残念に感じました。

- ・ 自治体 DX というテーマは、本委員会の提言の一つの柱をなして、おそらく多大な予算が投入されることと思いますが、それと並行して、コミュニティー・センター、図書館等々、市民が日常的に使用する各種施設の情報インフラの整備や、多種多様な市民参加の形式を可能にするシステムの構築にも力を注いでほしいと感じました。

たとえば、議会に対する、陳情をオンラインでできる仕組み（e-petition のインフラと制度）を構築することによって、若年層の意見が議会に届きやすくなると同時に、若年層の提言を議会場において議論することも、容易になるはずで。

- ・ P66、27行目「防災の視点を大前提に置くとともに」という表現にクレームが入っていましたが、実際に、駅前周辺地域の大規模災害に対する政策的対応は、計画通りには進んでいません。しかも、たとえば武蔵境駅には JR によって駅ビルが築かれることになっており、駅前地域の人流はより増えるなど、計画の見直しも不可欠となっています。私からすれば、今、そのことを忘れて、駅前開発などされては困る！というのが正直な気持ちです。

## ○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。（傍聴者7名記載）

- ・ 現行の紙保険証は（年平均）20億回使用され約500万件の本人確認相違事象が起き、医療機関への差し戻しが毎年発生。紙の保険証では使いまわしや外国人による不正利用などが発生していることは既に国民周知の事実。

また、P15に認知症基本法制定の追記記載があるが医療介護総合確保法における「地域包括ケアシステム」の整備が喫緊の課題であり、こうした対象層の方々にこそ健康保険証一体型のマイナンバーカード普及とサポートが、地域行政に求められるのも現実。

地域行政の役割を自覚した長計記載をお願いしたい。

市長が紙健康保険証の廃止見直しのビラ配布をしているが、個人の御活動であれば看過しますが、武蔵野市長の肩書で行われているのをみると、市役所の政策決定機構が本当に心配になります。

- 学校給食事務は教員の負担があったのは過去のこと、という話がありましたが、そんなことはないです。一昨年まで給食担当しましたが、給食や給食費引き落としのお知らせ作り配布、全校生徒と教職員(時間講師やスクールカウンセラー等も含む)の給食と牛乳の有無の調査、また有無から1日1日ごとの食数、牛乳数給食開始時間行事や転入転出を毎月調理場に書類提出、また、学校事務に1人1人の給食と牛乳の有無を毎月伝える、感染症で続けて休みや不登校気味等の生徒の引き落としの関係で何食分は払っていただき、何食分は止められたから、給食費はいただかなくていい等を調理場とやりとりし、学校事務に伝えるのも、給食担当の教員がやっていました。昨年度は、担当1人でスタートし、1人では大変だったので2人体制にしたとも、伺っています。事務室で作っていただいた未納のお知らせは担任が生徒に渡しますし、学年が終わるころや卒業が近くなると、面談があるところで、担任が払っていただくように声かけもすることになります。
- 前から感じていたのですが、武蔵野市の共生社会やインクルーシブの捉え方に違和感があります。とあるテレビ番組で乙武洋匡さんが言っていたのですが、日本のバリアフリー(ハード面)は世界でも秀でているが人と人の接し方は最低レベルだそうです。その原因は分離された社会で障害の理解が無いからとのことでした。例えば、p.28の心のバリアフリーは共生社会の中で育まれるもので、どっちが先ということではないと思います。また、p.74で障害者任用が書かれていますが、障害者の視点は公共課題を認識したり解決したりするために重要なので、基本施策5(1)の人材の確保に入るべきではないでしょうか。みんなと同じ重要な人材です。どうして別けて考えるのでしょうか。行政職員の多様性はより視野を広くし力を持つことができます。そういう点でp.32の福祉公社と市民社協での雇用状況も気になります。

このような違和感をもったままだとp.63の「人にやさしいまちづくり」のやさしさが「してあげる」と読めてしまいます。やさしさという思いではなく、バリアがあるなら取り除かれるべきと淡々とできないでしょうか。

このような状況の中、p.35で医療的ケア児も市立保育園に通えるようになるのはいいことだと思います。p.38のインクルーシブ教育へ続いていくことを期待しています。
- p.39で教員の働き方改革が消されていますが、部活は先生方にとってかなり負担で先生方のアンケートでもかなり多くの先生が部活をやりたくないと感じています。先生方の働き方が改善されるように残しておいたほうがいいです。
- p.45 コミュニティセンターの利便性を高める要素としてハードのみが挙げられているが、実際には利用者からはソフト面の要望が多い。自主三原則では解決できないこともたくさんある。
- p.49 市内事業者同士のマッチングやコラボレーションとありますが市自身も他者とコラボしてはいかがでしょうか。
- p.54 街路樹について検討されています。木の位置、信号待ちのときに木陰ができるなど、も検討

できないだろうか。

- p. 63 水質検査と国の動向だけでは市民は安心できません。安定供給できるように書いてほしいです。
- p. 69 市民が主体的に発信していく仕組みは市民にタスクを課しているようなので、市民が主体的に発信しやすい仕組みはいかがでしょうか。また、若い世代の意見を市が受け止めるのはいいのですが、その他の団体や個人へも啓発できないでしょうか。特に公共的な事業を行うところには。
- P42 13, 15, 16 行目で、プランで定義したという「外国人市民」「日本人市民」という言葉を長計に持ち込むのは、一般の住民が見ても意味がわからないし混乱を齎らすのでやめるべき。総務省が「多文化共生の推進に係る指針?計画」で用いる用語は「外国人住民」であり、住基台帳法 30 条の 45 に定義がある通り。総務省がプランに込めた意図は、地域における外国人住民を国籍、在留資格等に分け動態を把握した上で行政サポートの向上を図ること。全て国民は法の下に平等と憲法に謳われる、日本国民をわざわざ、日本人市民と外国人市民に分けなければならない具体的意味合いは武蔵野市プランを読んでも理解できない。ごく一部の関係者によるイデオロギー先走りの感が否めない。外国人住民への行政サポート向上を図ることが主眼のものを、参政権問題や差別問題に繋げる意図が感じられてはマイナスでしかないし、長計にこのような誤解を生みかねない、わかりにくい、その上意味のない新定義の用語を入れるのは軽率だと思う。国民、外国人住民(外国籍住民)といった、誰にもわかりやすい用語を用いていただきたい。お願いします。
- P41 15 行目の「性自認」は、今般成立した性的指向?GI 理解増進法の用語に合わせて「ジェンダーアイデンティティ」に変更した方が良いと思います。
- 武蔵野市では、一度ならず、給食問題が「政治」争点化してきた歴史があります。その点を踏まえれば、この委員会の責務は、給食「無償化」問題をシングル・イシュー的な「政治争点」としないための工夫が必要であると思います。Voucher を用いるなど多様な政策対応が可能な分野だと思います。
- P34 11 行目 「令和 5 年 4 月に施行された」の後に、「こども基本法、及び」を挿入して下さい。こども基本法第 5 条(地方公共団体の責務)に明記されている、“こども基本法第 3 条の基本理念に則り、こども施策の策定及び実施する“責務を武蔵野市は負っていることを忘れてるように思います。この点がわかるように記載して下さい。
- いつもありがとうございます。

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。  
また、委員名については削除しています。